平成24年度入札契約制度の改正について(追加)

平成24年3月30日

1 岡山市との契約に係る権利又は義務の譲渡の取り扱い(平成24年7月)

岡山市が発注する請負契約等について、本市の承諾なく権利又は義務を譲り渡し、又は譲り受ける行為を行った場合には、不正又は不誠実な行為として、3月以上12月未満の指名停止にすることとします。

2 建設工事に係る有資格者名簿に登載された者の地域性が変わるときの指名留保の取り扱い(平成24年4月)

岡山市指名停止基準第9条第1項第13号に定める「地域性が変わるとき」の指名留保の期間を,1年間とします。

3 指定業者登録営業所等報告制度の改正について(平成24年4月)

報告の対象を建設工事部門の市内及び準市内業者に加え、測量・建設コンサルタント業 務等、役務、物品及び食料品部門の市内扱い業者に拡大します。

この改正についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局監理課 Tel(086)803-1195

Fax (086) 803-1764

E-mail:kanri@city.okayama.jp